

## 公の施設の相互利用に関する協定書

関東どまんなかサミット会議を構成する古河市、栃木市、小山市、加須市、野木町及び板倉町（以下「サミット構成市町」という。）は、サミット構成市町住民の福祉の向上を図るため、公の施設の相互利用に関し、次のとおり協定し、その実現に努めるものとする。

### （相互利用）

第1条 サミット構成市町の住民は、別表に定める公の施設を相互に同額の使用料（利用料金を含む。）により利用することができる。

### （遵守事項）

第2条 公の施設を利用する者は、それぞれの公の施設の利用に関し、定められた条例、規則その他の規程を遵守するものとする。

### （改定）

この協定を改正する必要があるときは、その都度、サミット構成市町が協議して定めるものとする。

### （その他）

第3条 この協定に定めるもののほか、公の施設の相互利用に関し必要な事項は、別表に定める公の施設ごとに別に定める。

### （協定の適用）

第5条 この協定は、平成30年4月1日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を6通作成し、当事者署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年10月16日

茨城県古河市下大野 2 2 4 8 番地

古河市長

栃木県栃木市万町 9 番 2 5 号

栃木市長

栃木県小山市中央町 1 丁目 1 番 1 号

小山市長

埼玉県加須市三俣 2 丁目 1 番地 1

加須市長

栃木県下都賀郡野木町大字丸林 5 7 1 番地

野木町長

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2 0 6 7 番地

板倉町長